

堺市立フォレストガーデン条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立フォレストガーデン条例施行規則（平成6年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第1項第2号中「1世帯」を「1世帯で」に、「2世帯から5世帯までのグループ」を「5世帯以内で、その他の区画については市長が別に定める世帯数」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第1項中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第13条ただし書中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2項中「が1年に満たない場合の」を「に1年に満たない部分がある場合における当該部分に係る」に、「使用期間の」を「当該部分の」に改め、後段を削り、同条を第14条とする。

第16条第2項中「前条第2項」を「前条」に改め、同項ただし書中「徴収しない」を「、徴収しない」に改め、同条を第15条とする。

第17条第4号及び第6号中「作物」を「農作物」に改め、同条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分	金額（年額）
大区画	30,000円 (園芸福社区画にあつては、15,000円)
小区画	15,000円 (園芸福社区画にあつては、7,500円)
その他の区画	1平方メートルにつき600円 (園芸福社区画にあつては、1平方メートルにつき300円)

備考 この表において「園芸福社区画」とは、専ら障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）の使用に供するために設けられた区画をいう。

様式第1号中「あたっては」を「当たっては」に、「ご確認のうえ」を「御確認の上」に改め、「約束します」の次に「。また、物品等を放置した場合は、当該物品等を施設管理者により撤去されても異議の申立てをしないことを約束します」を加える。

様式第2号の裏面中「は一切使用しない」を「の使用（指定された場所での火気類の使用を除く。）並びに喫煙は一切しない」に改める。

様式第4号中「第11条関係」を「第10条関係」に、「(大区画・小区画)」を「(

)」に、「大区画を希望する場合は、次の欄に上記申込者の世帯以外の使用世帯ごとに主に使用する者が記入押印してください」を「上記申込者の世帯以外に使用する世帯があるときは、次の欄に世帯ごとに主に使用する者が記入してください」に、「上記代表者」を「上記申込者」に、「申請にあたっては」を「申込みに当たっては」に、「ご確認のうえ」を「御確認の上」に、「利用にあたっては」を「利用に当たっては」に改め、「約束します」の次に「。また、使用許可を受けた区画の外に物品等を放置した場合は、当該物品等を施設管理者により撤去されても異議の申立てをしないことを約束します」を加え、「申請内容等」を「申込内容等」に、「申請者」を「申込者」に、「申請書」を「申込書」に、「団体申請」を「団体申込み」に改める。

様式第5号の表面中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、「(表面)」を削り、

使用区画の番号(種別)	番 (大区画・小区画)
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

使用区画の番号(種別)	番 ()
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
農具庫番号	

に、

4 農具庫の鍵は、使用期間満了時に必ず返却すること。

5 使用中は、この許可書を常に携帯し、係員から請求があったときは、直ちにこれを提示しなければならない。

4 使用中は、この許可書を常に携帯し、係員から請求があったときは、直ちにこれを提示すること。

改め、同様式の裏面を削る。

様式第6号中「第19条関係」を「第18条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項、第17条、様式第1号及び様式第2号の改正規定、様式第4号の改正規定（「第11条関係」を「第10条関係」に改める部分を除く。）並びに様式第5号の改正規定（「第14条関係」を「第13条関係」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の第14条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。